



平成 30 年 2 月 20 日

財務大臣 麻生 太郎 殿

全国青年税理士連盟

会長 森 智之

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8

代々木第 10 下田ビル 7F

電話 03-3354-4162

平成 30 年度税制改正の大綱についての意見書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

平成 30 年度税制改正の大綱について検討いたしました結果、納税者の権利擁護を図る税制の実現の観点から問題のある事項について次の通り意見をします。

1. 基礎控除額は遞減・消失してはならない

平成 30 年度税制改正の大綱において「基礎控除を合計所得金額が 2,400 万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が遞減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととする」とした。基礎控除の遞減・消失については、所得が高いほど税額の軽減額が大きく、生活に十分余裕のある者には措置する必要はないという考えに基づくものであり、英米も同様の仕組みがあることが改正の理由とされている。

憲法 25 条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定め最低生活費を課税の対象から除外することを要請している。これは、国民が健康で文化的な最低限度の生活を営むことに対して国家が介入してはならないとする自由権を保障するものと解すべきである。

所得が高いか低いかに関わらず基礎控除額等の課税最低限度額に対して課税をすることは、国民の「国家からの自由」とされる自由権を侵害することであり憲法に反する疑いがある。これは日本国憲法の要請であるため、英米の仕組みに基礎控除の遞減・消失が存在することを改正の理由とすることは見当違いである。

応能負担の原則に従い、担税力に応じた負担を求め、富の再分配機能を高めるための税制改正は推進すべきである。しかし、全ての国民が健康で文化的な生活を営むために必要な最低生活費については課税の対象外とする生活保障的意味合いから設けられている基礎

控除額は、所得の高低に関わらず遁減・消失してはならない。応能負担原則に則し、富の再分配機能を高める税制を構築するために基礎控除を遁減・消失するのではなく税率構造の見直しなどの他の方法で改正を行うべきである。

2. 国民が納得できる税制を目指し国民的理解を深めるため、さらなる説明責任を果たすこと

働き方の多様化など経済社会の構造変化を踏まえ、個人所得課税の構造的見直しに取り組み、所得再分配機能の回復を図るべきである。これについては政府および与党税制調査会において取り組みをしているとのことであるが、これらの制度設計は国民が納得できるものでなければならない。平成 29 年 11 月 20 日に行われた政府税制調査会の議事録において、所得計算上の控除から所得控除への流れの中で、所得控除について垂直的公平性の観点から、「税額控除方式」、「遁減・消滅型の所得控除方式」それぞれに関し、その効果や見直しの意図について国民的な理解の浸透を要するとの意見にとどまっていた。

しかしながら、平成 29 年 12 月 14 日の与党税制改正大綱では、基礎控除について遁減型の所得控除方式とすることとなり、現行の 38 万円から 48 万円に増加することとなった。税制の信頼性を高めるためにも、国会において国民が納得できる税制を目指し国民的理解を深めるため、さらなる説明責任を果たすべきである。

現状の税制改正は、非公開で議論される与党税制調査会が年末に決定する税制改正大綱を、そのまま政府の税制改正の大綱として閣議決定をし、その税制改正の大綱に沿った税制改正法案を短期間の国会審議を経て決定するという過程で行われている。事実上政策決定が行われる与党税制調査会においては、非公開で議論が行われているため国民が改正内容についてどのような意思決定をしたのかを理解する機会がない。政府税制調査会でも意見されていた国民的理解の浸透を図るには、国会において、その決定過程についても慎重に議論すべきである。

以上